

移住支援金の要件①

【移住元に関する要件】次のいずれかに該当する方

- 連続して5年以上、東京23区に在住していた方
- 連続して5年以上、東京23区以外の東京圏（※条件不利地域除く）に在住し、かつ、東京23区へ通勤していた方

移住支援金の要件②

【本市に関する要件】 全てに該当する方

(1) 本市に住民票を移して転入したこと

(2) 国から新潟県への新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、平成31年4月1日以降に、本市に転入したこと

(3) 移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること

(4) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

(7) その他本市及び新潟県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと

移住支援金の要件③

【就業に関する要件】 全てに該当する方

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること
- (2) 就業先が、新潟県が[移住支援金の対象として「企業情報ナビ」内のマッチングサイトに掲載している求人](#)であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において対象法人に[連続して3か月以上在職](#)していること
- (5) 求人への応募日が、マッチングサイトに対象求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること
- (6) 当該法人に、移住支援金の申請日から[5年以上、継続して勤務する意思を有している](#)こと
- (7) 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、[新規雇用](#)であること

移住支援金の要件④

【起業に関する要件】

- ・新潟県が実施する起業支援事業に係る
起業支援金の交付決定を受けている者とする。